

平成28年度 第3回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成28年10月26日（水） 9時30分～11時20分

●場 所 市役所 本庁2階 第1会議室

●出席者

（出席委員）8名

安部 研一 （宇部商工会議所 会頭）※会長  
伊藤 一統 （NPO 法人 うべネットワーク 理事長）  
鈴川 享靖 （連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表）  
徳勢 美知子 （社会保険労務士）  
永田 彭子 （うべ女性会議 代表）  
花田 千鶴美 （宇部市社会福祉協議会 会長）  
福田 幸三 （宇部市自治会連合会 会長）  
山田 節子 （消費者ネットワーク宇部 会長）

（欠席委員）2名

永堀 浩幸 （一般社団法人 宇部青年会議所 理事長）  
脇 和也 （(株) 宇部日報社 代表取締役社長）

（事務局）7名

藤崎 昌治 （総務管理部長）  
平山 純子 （総務管理部次長）  
大畑 秀幸 （総務管理部職員課長）  
伊藤 健 （総務管理部職員課長補佐）  
大石 宗孝 （総務管理部職員課給与厚生係長）  
中山 優子 （総務管理部職員課人事研修係長）  
河内 厚司 （総務管理部職員課主任）

—開始時刻9：30—

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第3回宇部市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。

本日は、永堀委員、脇委員が欠席となっており、全委員10人中、出席委員は8人となっており、過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。

それでは、議事進行につきましては、安部会長にお願いします。

（会長）

おはようございます。第3回宇部市特別職等審議会を開催いたします。よろしくをお願いします。

事務局から事前に郵送いたしました前回の議事録ですが、お気づきの点等ございましたらお願いします。

【意見なし】

それでは、この議事録は成立といたします。

まず、前回審議会の質問事項に対する回答について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【質問の回答についての説明―約10分―】

(会長)

前回質疑が出たまとめについて、今、事務局から説明がありました。まず前回ご議論いただきました農業委員会委員の月額制について議論していきたいと思えます。

ご意見のある方はお願いします。

平成22年度特別職報酬等審議会において、日額制に見直された時に、農業委員についても議論されていますが、月に10日を超えるような活動実績があり、日常的に農家の方あるいは業者さんから相談・問い合わせ等があるというような実態を考えると、月額報酬のままが妥当と考えます。来春、法改正により農業委員の役割が変わりますが、現在の実態は、平成22年度当時と変わっていません。従って、農業委員の活動は、執行機関としての役割に、日常的な活動が加わるという特性がありますので、今後も月額制を継続する方向でよろしいでしょうか。

【各委員から意見なし】

(会長)

農業委員会については、月額制を継続していく方向で答申に反映したいと思えます。

次に、監査委員の識見と議選の日額について、同額であるということに異論がありました。これについてご意見ありませんか。

(委員)

議員が附属機関の充て職の委員となり、議会の開催されない期間に活動を行うことは、議員活動ではないので二重支給の問題は発生しないという解釈がある一方で、議員活動として月額制の報酬を得ていることは矛盾を感じます。定例会の開催されない期間も市民の声を聞くなど活動が多岐にわたるため、月額制の議員報酬制があるわけです。議員報酬で日額制が採用されていれば、識見と日額が同じであることも理解できますが、議員に対して日々の全てを含めて月額制にしているというのであればおかしいと思えます。

だから、議会が開催されていない期間に、委員会に備えて勉強することは、一般的には正式な議員活動では無いという考え方があるのであれば、市議会議員も月額制ではなく、日額制が適当ではないかと考えます。

(会長)

つまり、議員が委員会に備え、勉強したりするというのが、一般的には議員活動で無いと解釈されているのならば、議会開催以外の時の議員活動が、どう解釈されるのかということですね。

(事務局)

議員は、定例会に備えて調査をしたり、研究をしたりという活動がありますので、それらを含めて月額制となっています。しかしながら、どこまでが議員報酬の対象活動と見ていくのかという線引きは難しいと考えています。ただ、二重支給問題に絞って回答するならば、議会の開会中かどうかという視点で切り分けがされていると思えます。本来は、全部の活動を含めての月額報酬ですけれども、二重支給の問題の解釈としては、開会中以外のも

のについては、たとえ議員選出の委員の立場として参加をしたとしても、その労務に対しては反対給付を受けるべきではないかということです。監査委員を例に取れば、会計士・税理士さんがその識見を活かして業務に就いていただいているのと同様に、議員としての識見を活かしてすなわち、行政の政策や予算についてその識見を活かしてその業務に従事しているということになります。その反対給付として報酬を払わないといけないという解釈を国がしているということです。

(会長)

監査委員の識見、議選という解釈は、それぞれの立場での知識・経験という形で監査されるということ、また、識見と議選ではそれぞれの役割に遜色は無いという理由から、私は同額で良いと思います。

(委員)

金額の問題ではなくて、それよりもまず、議員の職務範囲を考えていくべきと思っています。要は、議員の中から選ばれているということは、議員の職務の一環と捉えることができると考えます。そうした場合、議員に対しては、報酬が既に出ているにも関わらず、それに対してさらに市から報酬が出るということを整理する必要があると思います。だから、支払うとしても、議員の役職手当のような形で出した方が妥当だと思います。金額のことは、その後で議論しても良いと思います。

(会長)

質問ですが、議員から選出されている監査委員と都市計画審議会委員はそれぞれ何名ですか。

(事務局)

監査委員1名と都市計画審議会2名です。

(会長)

当審議会としては、議員報酬とは別に充て職の委員報酬として日額を支給するけれども、議員さんにとってはその部分の手当という解釈ではどうでしょうか。

(委員)

実は平成26年度の審議会でもこういう問題がありました。監査委員のうち、識見の方は公認会計士や税理士といった専門職としての立場から、宇部市の財政全般を監査される訳ですが、これらの業務を遂行することは生易しいものではありません。一方で、市の財政はいわゆる専門職の方だけでは分からない部分がある。だから、行政の施策や予算に関する知識や経験のある議員の方が加わるというような議論でした。それぞれの仕事の軽重は、判断できないから同額でいこうという話になったように記憶しております。

(会長)

そのほか御意見ありますか。

(事務局)

議選の監査委員の方については、その活動が元々議員報酬の中に含まれるのではという考え方もあろうかと思えます。これに対しての行政上の実例を踏まえた解釈では、議員報酬、監査委員報酬は、それぞれの報酬を定めた

条例があって、それぞれを根拠に支給されることが適当であろうということになっております。一般的に、議選の監査委員は、選出母体が議会であったとしても、監査委員の業務を執り行っており、その反対給付として、監査委員としての報酬を支払うべきとの解釈がされております。

(会長)

ここでまとめてみたいと思いますが、まず監査委員の識見と議選の委員の日額報酬が同額ということについては、いわゆる見方を変えて監査を行うということですから、同額でも良いという解釈が可能ですが、皆さんいかがですか。

(委員)

前回の審議会で、識見の方の仕事量に対する報酬、他市との比較この2点について議論され、今回に持ち越しているのも、識見と議選委員の日額が同額であるべきか議論すべきかと思っております。個人的には報酬として支給することに問題があると考えています。

(会長)

私は監査の内容があまり分からないので質問ですが、例えば、商工会議所の監査は、帳簿上の金額をチェックして収まるようなものです。一方、企業の監査では、年間何千万円の報酬を公認会計士に払って、決算に至るまでの帳簿から抜き取り調査が行われます。何十件と抜き取り調査、あるいは聞き取りをするため、監査の期間は長期間に及びます。この行政における監査委員の監査というのはどんなことが実施されていますか。

(事務局)

監査委員の職務内容ですが、平成27年度の執務延日数は、識見が35日。それから議選が38日です。具体的な内容は、市の会計全般に渡って経営に係る事業の管理について監査を行う財務監査があります。これは会計年度少なくとも1回は行わなければならないというものです。それから決算審査や市の預貯金にあたります基金についての運用監査、健全化判断比率等審査があります。これらの監査は独任制、いわゆる個人個人の御意見ではなく、監査委員3名の合議として監査を行います。それから独任制として個人の御意見をいただく監査があります。これについては、毎月定例日を定めて市のお金の出入りを監査する出納検査や指定金融機関等の監査です。これらは個々人で御意見をいただくという監査になっております。

もう少し具体的な職務内容をご説明しますと、出納検査は、計数監査ですので、数字がそろったものを確認していただきます。それとは別に決算審査の時に、財務状況について、財政運営の状況を分析し、公表するというものがあります。それから最後は、行政監査、これは行政上の課題にテーマを設けて掘り下げていくものです。このようにかなり幅広い監査を行っております。特に会計士や税理士でなければとか、議員でなければ果たせない内容ではありませんので、両者の特性をいかして監査をされています。

(会長)

日数に対する業務量は、非常にボリュームがありますね。ただ、計数管理は、帳簿上のいわゆる整合性のチェックと解釈してよろしいですか。また、帳簿上の整合性のチェック以外に監査は実施されないのですか。

(事務局)

支出の中身については、出納室という部署で、適正な支出について内部のチェックをいたします。

(会長)

国の例で言うと、会計検査院というのが、国の予算の使い道について、地方自治体あるいは企業が補助金を受けた場合にきっちりとチェックします。そういう部署が市役所の内部にあると解釈してよろしいですか。

(事務局)

一つ一つの支出の適正さというのは、そこで判断するのですけれども、結果を全体的にチェックするのは監査の役割です。定期監査というもので、順番に部署を決めて適切な支出がされているか、目的に沿って支出がされているかという視点でチェックがされています。

(会長)

企業会計とは少し違うということですね。しかし、中身まで掘り下げた監査は、抜き取りだけ部署を決めて、監査委員の仕事としてやっておられる。確かに掘り下げていくと、非常にボリュームがあつて、総論的な話になってきますが、今までの説明を聞いた私の感想は、識見と議選の役割は同等ではないかと思います。

企業の会計監査というのは、内部監査を実施するコンプライアンスに関する専門部署と、それとは別に会計監査があり、いわばダブルチェックをやっています。

監査というのはどこまで網羅できるかというのが重要で、網の目をかければかけるほどコストがかかるため、一定の妥協をすることもあります。監査には労務、コスト、制度の問題があるわけですが、今、お話を聞く限り、30数日間の識見と議員職の仕事量は、計数監査という意味では変わらないのかと思います。ただ経験によって指摘事項が違うことが考えられますが、過去の事例を見ますと、遜色無いようなこともあり、議員職と識見の日額は、同額でも良いと思っています。

議員職と識見の日額が同額ということについて、いろいろ議論がありましたが、もう一度皆さん方ご意見はありませんか。

(委員)

前回いただいた平成26年度資料の金額等を見ますと、議員に比べて識見の方はその倍くらいの月額を他市ではもっているという資料となっています。監査の内容が違うのかもしれませんが、識見の方は専門的な視点で見るので、宇部市は少し報酬が安いという風に思います。

(会長)

他市の月額報酬には差がありますが、平成22年度の審議会でもとめられているように、計数管理という面で、識見の方は専門職のプライドがあると思うけれど、専門的知識で深堀したら、極端に言えばきりがありません。それより私は、日常の職場をピックアップして監査委員が監査するようなことが大事だと考えています。その場合、専門性、議員としての見識の視点からもう少し議論しなくてははいけません。

(委員)

結局、市の業務ということで、ボランティア精神を持ってやってもらっているのかなとも思います。

(事務局)

山口県は、宇部市と同時期に、月額であった報酬を基本的に日額報酬に改正しています。そのときに、県も監査委員については、改正前は識見の委員さんが議選の委員さんの大体2倍くらいの月額報酬であったものを、改正後については、どちらも日額で同額にされています。その額についても、他の行政委員会の委員と全て同額という形で整理されています。

(委員)

今の説明を聞いていたら、監査委員については、数字を見るという役割では同額で良いと思いました。しかし、議論を蒸し返すような感じになりますが、実際、農業委員が本当にこれだけの出務日数があるのか、個人によっても違うと思います。例えば、農業委員ごとの担当地区が決まっていたら、街場と小野等、非農業地と農業地とは違うし、農繁期とそうでない時の業務も違うので、私は月額ではむしろ報酬が不足している方もいるのではないかと思います。やはり対価としてきちんとするのならば日額制にすべきと考えます。

(会長)

監査委員について、仕事が一番重いと認識するとして、とりあえずこの審議会の結論としては、識見と議選の日額は従来通り、同額としたいと思います。ただ、やはり監査委員というのは非常に重い職、委員であるということに改めて再認識した上で、額についての議論は次の審議会に持ち越すこととしたいと思います。

(委員)

仕事の重みという議論は、非常に良く分かりますが、おそらく各委員全員を精査すると大変なことになります。一律の報酬額を設定するにしても、金額に対する考え方が大事と考えますが、先ほど農業委員についての話は、結局、議員と同じで個人差がある、個人差があるが故にその個別の仕事に対して対価で払うことが困難な委員については月額報酬制とするという考え方ができると思います。しかしながら、議員の職務の中に、議選の監査委員の職務も含まれるのではないかということは、注記をしておいていただきたいと思います。それと識見の方の金額は社会通念上の報酬に比べて格段に低いと思います。それでもやってもらっているという話がありましたが、識見の方は、生業部分に使う時間を割いて監査の仕事をするということなので、これは議員さんと根本的に違うところです。将来的には何かしら考えていただきたいと思います。

(委員)

事務局からの質問に対する回答は、議員報酬の活動範囲の線引きが難しくてこのような回答になっていると思いますが、こういうのは全て、法令上解釈があるのですか。私も結果的には全体の回答に対して、これ以上のことは言えない気もしますが、全てが条例だと言われたら、納得いきません。

(事務局)

お配りさせていただいた御質問に対する回答の資料ですが、農業委員が月額制をとるべきか日額制をとるべきかという判断については、任用する市の方で判断すべき事項と考えており、本市の考え方を多少出させていただいておりますが、基本として、行政判例、国の審議会委員の取扱などを参考として作成しております。

(会長)

ありがとうございます。いろいろと課題はありますが、審議会としては、監査委員の報酬は従来通り、同額ということ継続したいと思います。ただ皆さまからいただいている御意見をどのように答申へ表現するかというの

は、検討したいと思います。

監査委員というのは、非常に重要な仕事ですが、識見は自分の仕事を差し置いて、行政の監査に当たっておられます。裏返すとその間、自分の仕事を優先したくなりますが、ボランティア精神でやっておられるというのも我々は認識しておかなければいけませんので、その辺りを伝えられるような答申案にしていきたいと思います。

また、いわゆる二重支給との問題提起がある議選の監査委員、都市計画審議会の委員ですが、それは二重支給にあたらないという回答は我々にもよく分かりますが、議会が開催されていない間は正式な議員活動でないというところと矛盾しているとの指摘に対しては、議員の中でもこういう特殊な委員になることの対価として、日額報酬をもらう。それは結局、その職に対する手当だという解釈をすることはいけないのでしょうか。

つまり、議員の手当と監査委員の手当を同列に考える。実態は日額報酬ですが、表現の仕方として、職に対する手当という表現の方が適当だと思います。

(事務局)

議員としての業務とは別に、監査業務が加わるということですから、それに対する手当の類であるという解釈は可能であろうと思います。ただ、支給の根拠といたしましては、あくまでそれぞれの条例に基づき支給されるという解釈、そういう整理をしたいと思います。

(会長)

他に御意見はありますか。

(委員)

形式的な行事出席への出席に関することですが、教育委員長の報酬が、教育委員会議の出席と、来賓としての式典出席で同額支給されることは問題があると考えます。

(会長)

事務局の方で何かありますか。

(事務局)

何が委員報酬を支払う業務に当たるかという考え方になりますので、教育委員会とも協議しまして、業務の範囲について協議したいと思います。

(会長)

その他御意見ありますか。

無いようですので、次の議論ですが、各種審議会等の委員報酬の額は、県内他市、類似団体と比較して低い水準ということはみなさん認識されています。一方で、市への奉仕という概念もありますので、現行の額では良いと考えておりますが、この辺りいかがでしょうか。

(委員)

一部の委員は他市と遜色ない日額であるにもかかわらず、各種審議会等の委員報酬が非常に他市よりも低いというのはバランスを欠きますので、整理をしていく必要があると思います。

(会長)

今の御指摘ですが、先ほど教育委員の方はまず職務内容を整理しようという話がありましたが、額については、まだ議論されていません。

あくまで各種審議会等の委員報酬が低いという御意見は、市あるいは市民への奉仕活動への一環で収めてもらっているというのが実態を反映したものかと思います。

今、御意見をいただきましたが、今回の我々の答申とすれば、現行の額を踏襲していくということにしていきたいと思います。

しかし、教育委員と各種審議会等の委員が同じ式典等に参加した場合の日額差については、宿題として残していくべきだと思います。

以上、この審議会で付議する事項については、結果的には現行どおりということになりました。

何か事務局からございますか。

(事務局)

委員の皆さまが、他市との比較で報酬額が低いという印象をお持ちであれば、そのような形で答申書に反映したいと思います。

(会長)

前回の答申書で付記事項として、市の行政改革についての一層の努力、自主減額の継続についての要望というのが挙げられております。自主減額につきましては、2回目の議論の中で、この審議会については、取り扱う事項でないという御意見がございまして、その文言は外させていただきます。

市の行政改革については、常につきまとうということで、これはつけておいても良いと思います。

その他ご意見ありませんか。

(委員)

監査委員の識見あるいは議選の部分は、それぞれの職務内容に線引きが困難な部分があるので、同額とするのが適当と考えます。また、市の財政状況、行政と市民の役割分担が過渡期であることを考えると、審議会等の委員報酬日額は、相対的に上げる理由もなし、下げる理由もなしということで良いと私は判断しています。

(会長)

その他御意見ありますか。

(委員)

直接、本審議会とは関係ありませんが、市の財政が好転してきている要因の一つには、行政の役割を市民へ転嫁していることが挙げられます。市民参画は大切ですが、だからといって常に無償ではいけないということを考えるべきです。最終的に考えていくべきは、税収の再分配であって、従来、行政が直接使っていたけれども、ある程度、市民の方に渡してやってもらうという考え方が必要と考えます。今後の市民セクターの活性化のためにも宜しく願います。

(会長)

本当の持続性を考える上で、今の御意見は非常に重要だと思います。そして鈴川委員のご意見にもありましたけれども、上げる理由もなし、下げる理由もないということで相対的に現行を維持しますが、皆さんの様々なご意見を何らかの形で表現できればと思います。また、行政改革のところは付記しなくてはいけないと思います。今後の流れですが、答申書につきまして、前回までの議論をまとめてお示しすることとします。従って、委員の皆さんに後日、答申書案を郵送でお送りして、ご確認いただき、ご意見をいただきたいと思います。その後、私と事務局で答申を作成し、その内容を委員の皆さんに確認いただいた上で、私から市長に答申します。これまで3回いろいろ活発なご議論をいただきましたけれども、各委員から感想をお願いします。

**【各委員の感想 約15分】**

(会長)

3回の審議会を通して、本当にたくさんご意見いただきましてありがとうございます。いろいろご無理申し上げたところありますけれども、御礼申し上げたいと思います。

(事務局)

報酬審議会という名称ではありますけれども、ただ報酬を上げる・下げるというだけの議論ではなく、その職務の内容まで踏み込んでいただき、その責任をどのように評価していくのかという議論であったかと思います。それに加えて、市民の行政への参画あるいは市民協働が過渡期にある中で、それぞれの役割分担、その責任をどう評価していくのかということまでお話いただき、会長から答申書を渡していただく際に、こういった議論について直接市長に伝えていただくことで、前進していくと考えます。また、審議会の結論としては、現状維持ということで、会議の成果としては、表面上はあまり大きな変化がありません。しかしながら、こういった議論の積み重ねが次回以降の委員会に活かされ、少しずつ変化が出てくることに繋がると思います。重ねて、十分議論いただいたことを御礼申し上げまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございます。

終了時間—11:20—